

環境局小額修繕及び緊急補修施工業者登録に係る業者の公募について

環境局小額修繕及び緊急補修施工業者登録に係る業者の公募を次のとおり行う。

平成 31 年 2 月 27 日

大阪市環境局長 北辻 卓也

1 公募担当

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋 1 丁目 5 番 1 号 あべのルシアス 13 階
大阪市環境局総務部総務課（契約グループ） 電話 06-6630-3122

2 小額修繕及び緊急補修について

- (1) 修繕等場所 大阪市環境局所管施設
- (2) 修繕等内容 予定金額が 40 万円以下の修繕、緊急補修が必要な工事・修繕
- (3) 対象施設 各環境事業センター等（主な施設については別紙参照）
- (4) 発注件数 年間 6 1 件（平成 31 年 1 月末までの実績）

<工種別内訳>

土木工事	0 件
建築工事	29 件
舗装工事	1 件
電気工事	6 件
（うち、電気計装工事	0 件）
給排水衛生冷暖房工事	11 件
（うち、ガス器具工事	0 件）
（うち、ポンプ・ファン設備工事	7 件）
機械器具設置工事	2 件
（うち、水処理設備工事	2 件）
（うち、ジブクレーン設備工事	0 件）
消防施設工事	3 件
（うち、火災警報・誘導設備工事	3 件）
（うち、消火設備工事	0 件）
電気通信工事	0 件
防水工事	3 件
区画線・防護柵工事	0 件
ネットフェンス工事	1 件
斎場火葬設備等補修工事	2 件
建具工事	3 件

- (5) 発注方法 案件ごとに施工業者登録名簿の工種に応じて、2者以上に見積書作成を依頼し、そのうち1者を選定のうえ発注することを原則とする。
- (6) 作業内容 ①現地確認
②見積書作成
③工事・修繕施工
④完成書類作成
(ただし、①現地確認、②見積書作成は無償にて行うこと。)

3 登録資格

次に掲げる条件のすべてに該当し、その資格を認められたものを「環境局小額修繕及び緊急補修登録業者」とする。

- (1) 平成31・32年度の本市入札参加有資格者名簿（承認予定日平成31年4月1日）において、登録を希望する工種に応じた種目で入札参加資格審査申請を行っているもの。

<募集業種一覧表>

工 種	種 別	工事種目
土木工事		01 土木工事
建築工事		02A 建築工事
舗装工事		03 舗装工事
電気工事	電気工事	04 電気工事
	電気計装工事	
給排水衛生冷暖房工事	給排水衛生冷暖房工事	05 給排水衛生冷暖房工事
	ガス器具工事	
	ポンプ・ファン設備工事	
機械器具設置工事	機械器具設置工事	09D 機械器具設置工事
	水処理設備工事	
	ジブクレーン設備工事	
消防施設工事	火災警報・誘導設備工事	09E 消防施設工事
	消火設備工事	
電気通信工事		10 電気通信工事
防水工事		11B 防水工事
区画線・防護柵工事		13A 交通安全施設工事
ネットフェンス工事		13B 防球ネットフェンス工事
斎場火葬設備等工事		14F 築炉工事
建具工事	鋼製建具工事	14L 建具工事

- (2) 登録申請時において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないもの。

- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 11 第 1 項において準用する同令第 167 条の 4 の規定に該当しないもの。

4 申請書等の配布

(1) 配布期間

平成 31 年 2 月 27 日から平成 31 年 3 月 26 日まで

(2) 配布方法

配布場所は「1 公募担当」に同じとする。ただし、本市の開庁日とする。時間は午前 9 時から午後 5 時 30 分までとする。（午後 0 時 15 分から午後 1 時を除く。）

または、本市ホームページからダウンロードすること。

5 登録申請

(1) 申請書類

登録を希望するものは、次の書類により申請するものとする。なお、登録を希望する工種は 2 工種までとする。

ア 環境局小額修繕及び緊急補修施工業者登録申請書

イ 誓約書（兼承諾書）（市税に関するもの）（様式 1）

ウ 誓約書（大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に関するもの）（様式 2）

エ 資本関係・人的関係等に関する調書（様式 3）

(2) 申請受付期間

公告日から平成 31 年 3 月 26 日までの本市の開庁日とする。時間は午前 9 時から午後 5 時 30 分までとする。（午後 0 時 15 分から午後 1 時を除く。）

(3) 申請受付場所は「1 公募担当」に同じとする。

(4) 申請書類の作成及び提出に係る費用は申請者の負担とする。

(5) 申請者より提出された資格審査資料は、申請者に無断で他に使用しない。

6 登録業者の決定等

(1) 登録を認めたものには、登録結果通知書を平成 31 年 4 月中に、郵送にて交付する。

(2) 登録を認めなかったものに対しては、その理由を付した通知書を上記と同様に、郵送にて交付する。

(3) 登録期間は、平成 31 年 4 月 1 日より平成 33 年 3 月 31 日までとする。

7 公募に対する質問

(1) 公募に対する質問は、文書（持参、郵送）により下記担当にて受付ける。

(2) 受付期間は平成 31 年 3 月 12 日までとし、回答は平成 31 年 3 月 19 日に本市ホームページにて公表する。ただし、質問が無い場合は公表しないものとする。

8 その他

(1) 土木工事・建築工事・舗装工事・電気工事・給排水衛生冷暖房工事・防水工事・防球ネ

ットフェンス工事については、平成 31・32 年度の本市入札参加有資格者名簿に登録があっても、「希望種目」として登録がないと発注等ができないため、必ず「希望種目」の登録を行うこと。

- (2) 資本・人的関係において、関連性が認められた場合には、発注等に際して制限を行う場合がある。
- (3) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている期間は、発注等を行わないものとする。
- (4) 公募の結果、登録業者が少数の場合は追加公募することがある。

申請手続きに関する事項

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋 1 丁目 5 番 1 号 あべのルシアス 13 階
大阪市環境局総務部総務課（契約グループ） 電話 06-6630-3122

修繕内容等に関する事項

[土木関係] 〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋 1 丁目 5 番 1 号 あべのルシアス 13 階
大阪市環境局総務部施設管理課（土木） 電話 06-6630-3372

[建築関係] 〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋 1 丁目 5 番 1 号 あべのルシアス 13 階
大阪市環境局総務部施設管理課（建築） 電話 06-6630-3368

[設備関係] 〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋 1 丁目 5 番 1 号 あべのルシアス 13 階
大阪市環境局総務部施設管理課（設備） 電話 06-6630-3374

環境局の主な施設

事業所名	所在地
北部環境事業センター	大阪市北区同心2-8-14
東北環境事業センター	大阪市東淀川区上新庄1-2-20
城北環境事業センター	大阪市鶴見区焼野2-11-1
西北環境事業センター	大阪市西淀川区大和田2-5-66
中部環境事業センター	大阪市東住吉区杭全1-6-28
中部環境事業センター出張所	大阪市浪速区塩草2-1-1
西部環境事業センター	大阪市大正区小林西1-20-29
東部環境事業センター	大阪市生野区巽中1-1-4
西南環境事業センター	大阪市住之江区泉1-1-111
南部環境事業センター	大阪市西成区南津守5-5-26
東南環境事業センター	大阪市平野区瓜破南1-3-40
中 浜 流 注 場	大阪市城東区中浜1-1-1
瓜 破 斎 場	大阪市平野区瓜破東4-4-146
北 斎 場	大阪市北区長柄西1-7-13
小 林 斎 場	大阪市大正区小林東3-12-8
鶴 見 斎 場	大阪市鶴見区鶴見1-6-128
佃 斎 場	大阪市西淀川区佃6-4-18
<p><その他の施設> 市設霊園(64箇所)、葬祭場(やすらぎ天空館)、屋内プール(此花・西淀川・住之江)、管路輸送センター、公衆トイレ(19箇所)、UNEP国際環境技術センター など</p>	